

小児慢性特定疾病医療費助成の手続き
におきましては個人番号の記載が必要です

医療費助成を新たに希望される方
医療受給者証の更新をされる方
医療受給者証の記載事項に変更がある方
医療受給者証の再交付を希望される方

支給認定申請書、記載事項変更届出書、再交付申請書に、
個人番号（いわゆる「マイナンバー」）※の記載が必要となります

※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号

1. 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方

- ①小児慢性特定疾病にかかっているお子さま（患児）または成年患者
- ②申請者（患児の保護者または成年患者）
- ③支給認定基準世帯員

※1 患児または成年患者が国民健康保険（国保組合、市町村国保）に加入の場合は、患児または成年患者と同じ国民健康保険に加入している方

※2 患児または成年患者が被用者保険（協会健保、健康保険組合、共済等）に加入の場合は、当該被用者保険の被保険者の方

2. 記載していただいた個人番号(マイナンバー)が正しいか確認させていただきますので、次のいずれかの書類をお持ちください。（写しでも可）

- ア. 全員の個人番号カード
- イ. 全員の通知カード
- ウ. 全員の個人番号が記載された住民票

3. 申請に来られた方の身元を確認させていただきますので、次のいずれかの書類をお持ちください。

- I 個人番号カード
- II 運転免許証、運転経歴証明書等
- III 公的医療保険の資格確認書、児童扶養手当証書、など 2 つ以上

4. 申請時に個人番号を確認する書類及び身元を確認する書類を持参できない場合、後日郵送で各確認書類の写しを郵送してください。

郵送いただいた各確認書類の写しは、個人番号関係事務の処理後、廃棄させていただきます。

5. 申請書に記載されている申請者でない方が申請に来られる場合、委任状が必要になりますので、代理人の身元が確認できる書類（3.と同様の書類）をご提示ください。

個人番号の記載が必要な書類一覧

1. 新規申請、更新申請の場合

個人番号の記載が必要な書類	番号確認が必要な方	身元確認の必要な方
支給認定申請書（様式第1号）	申請者（保護者または成年患者） 及び患児（申請者が保護者の場合）	申請者
世帯調書（様式第2号）	支給認定基準世帯員	—

2. 受給者証の記載事項等に変更がある場合

（1）自己負担上限月額の変更、疾病の追加・変更の場合

個人番号の記載が必要な書類	番号確認が必要な方	身元確認の必要な方
支給認定申請書（様式第1号）	申請者（保護者または成年患者） 及び患児（申請者が保護者の場合）	申請者

（2）（1）以外の変更の場合

個人番号の記載が必要な書類	番号確認が必要な方	身元確認の必要な方
記載事項変更届（様式第6号）	申請者（保護者または成年患者） 及び患児（申請者が保護者の場合）	申請者
世帯調書（様式第2号） ※支給認定基準世帯員に変動がある場合	支給認定基準世帯員	—

3. 受給者証の再交付をされる場合

個人番号の記載が必要な書類	個人番号の必要な方	身元確認の必要な方
再交付申請書（様式第7号）	申請者（保護者または成年患者） 及び患児（申請者が保護者の場合）	申請者

※上記2、3においては、既に番号確認及び身元確認を行っている場合は、番号確認書類及び身元確認書類の提示は必要ありません。（申請書等の個人番号の記載は必要になります。）

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により個人番号（マイナンバー）の記載が必要とされましたので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。